

令和3年度平川市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンクを通じて空家を取得した者が当該空家について行うリフォーム工事に対し、予算の範囲内において平川市空家リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 弘前圏域空き家・空き地バンク実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める弘前圏域空き家・空き地バンク制度をいう。
- (2) 登録空家 実施要綱第2条第1項第2号に規定する空き家で、同実施要綱第8条第1項に規定する空き家の登録が行われている住宅のうち、平川市内に存するものをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、増改築等にかかる工事をいう。
- (4) 取得 住宅を購入し、当該住宅の所有者となることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定住を目的に新たに空き家バンクを通じて登録空家（3親等以内の親族が所有する登録空家を除く。）を取得し、その所在地に住所を定める者又は住所を定める予定の者であり、かつ登録空家の所在する地区の町会に加入している、若しくは事業完了後に加入する者であること。
- (2) 取得後の登録空家の所有者が共有にかかる場合は、共有者全員から交付申請の承諾を得ていること。
- (3) 世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこ

と。

- (4) 申請日現在において、市税等を滞納していないこと。ただし、申請時に市外に住所を有するものは、その住所のある市区町村において税金の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が取得又は取得予定の登録空家のリフォーム工事とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、併用住宅にあつては、現に自己の居住の用に供している部分のリフォーム工事に限る。

- (1) リフォーム工事に要する費用が30万円以上であること。
- (2) リフォーム工事について、同一箇所に他制度の助成を重複して受けていないこと。
- (3) 補助金の交付決定日以後にリフォーム工事に着手すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業にかかる経費とし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 土地購入にかかる経費
- (2) 外構工事にかかる経費
- (3) 仮住居等の使用にかかる経費
- (4) 床、壁、天井のいずれにも固定されていない家具・電化製品等の購入又は設置にかかる経費
- (5) 市又は公的機関が行う他の補助金、助成金及び補償による工事にかかる経費
- (6) その他市長が補助対象事業に直接関係しないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税を除く。）の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。

2 補助金の交付は、登録空家1戸につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事の着工前に平川市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空家の売買契約書等の写し又は売買契約の同意が得られたことを証する書類
- (2) 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し
- (3) 補助対象事業を行う予定箇所の現況が分かる写真
- (4) 交付申請承諾書（様式第2号。取得後の登録空家の所有者が共有にかかる場合のみ）
- (5) 申請者の住民票の謄本（平川市以外の場合。）
- (6) 申請者及び同居親族の前年度の市町村税納税証明書等又は滞納がないことの証明書（平川市以外の場合。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、平川市空家リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は平川市空家リフォーム支援事業補助金交付却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げするときは、平川市空家リフォーム支援事業補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、平川市空家リフォーム支援事業補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に、平川市空家リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空家にかかる住宅の登記事項証明書の写し
- (2) 補助事業にかかる領収書及び明細書の写し
- (3) 補助事業の実施状況及び完了がわかる写真
- (4) 町会加入証明書（様式第8号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条に規定する届け出があったときは、平川市空家リフォーム支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の請求は、平川市空家リフォーム支援事業補助金請求書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

（補助金交付の取消し等）

第13条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が不相当と認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

（報告及び現地確認調査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に対し報告を求め、又

は現地確認調査等を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。